

理由

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、低潮線保全区域及び低潮線保全区域内における制限行為で許可を要しない行為を定める必要があるからである。